

山口県都市計画審議会
会長 三浦 房紀 様

山口県知事 山 本 繁 太 郎

周南都市計画区域内における特殊建築物の位置について (諮問)

周南都市計画区域内における特殊建築物 (産業廃棄物処理施設) の敷地の位置について、建築基準法 (昭和 25 年法律第 201 号) 第 51 条ただし書の規定により、貴会の意見を求めます。

記

特殊建築物 (産業廃棄物処理施設) の位置等の概要

1 敷地の位置

- | | |
|---------------|------------------|
| (1) 地 名 地 番 | 下松市東海岸通り 1 番 3 0 |
| (2) 用 途 地 域 | 工業専用地域 |
| (3) 防 火 地 域 | 指定なし |
| (4) その他の地域地区等 | 建築基準法第 22 条区域 |

- 2 申請者 下松市新川三丁目2番1号 株式会社 エコロやまぐち
- 3 用途 産業廃棄物処理施設
- 4 敷地面積 9,919.02 m²
- 5 建築面積 1,890.03 m²
- 6 延べ面積 2,097.21 m²
- 7 建物概要 鉄骨造2階建て 他
- 8 処理能力

- (1) 許可済施設：焼却処理施設 汚泥 45.0t/日、廃油 21.1 t /日、廃プラスチック類 33.2 t /日、その他産業廃棄物 45.0 t /日
- (2) 申請施設：木材破碎処理施設 440.0t/日

9 周囲の状況

敷地は、JR 山陽本線下松駅から南東約 3.2km に位置し、周囲は工場及び緑地帯に囲まれています。隣接する住宅はありません。

10 付議の理由

当該施設は、平成 19 年 2 月 22 日に汚泥、廃油、廃プラスチック類及びその他産業廃棄物を焼却処理する産業廃棄物処理施設として建築基準法第 51 条ただし書の規定により許可した施設です。

このたび、産業廃棄物となる木材を燃料用として再資源化するために破碎処理する施設を増設することから、建築基準法第 87 条第 2 項において準用する同法第 51 条に規定する特殊建築物（産業廃棄物処理施設）に該当し、地方公共団体において設置するもの及び廃棄物処理計画、都市計画区域マスタープランに位置付けられたものではないことから、関係機関との協議により同条ただし書の規定を適用しようとするものです。